



新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

世華魚花湯

新湯懸規則第9号

## 新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

（令和2年新規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。  
次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を改め、改正部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正	正 後	改 正	正 前
目次		目次	
第1章～第11章 (略)		第1章～第11章 (略)	
第12章 雜則 (第144条の2～第148条)		第12章 雜則 (第145条～第148条)	
附則		附則	
(集中管理等に係る事務の特例)		(集中管理等に係る事務の特例)	
<b>第11条</b> 第9条第1項及び第2項並びに前条の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める者に処理させるものとする。		<b>第11条</b> 第9条第1項及び第2項並びに前条の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める者に処理させるものとする。	
(1) 別に定める電子計算組織により処理する給与支払事務の対象となる給料、手当等及び法定福利費の支出等に関する事務 総務事務センター長		(1) 別に定める電子計算組織により処理する給与支払事務の対象となる給料、手当等及び法定福利費の支出等に関する事務 総務事務センター長	
(2) 別に定める電子計算組織により処理する総務に関する事務の対象となる報酬、給料、手当等、法定福利費及び旅費の支出等に関する事務 下水道課長 長補佐		(2) 別に定める電子計算組織により処理する総務に関する事務の対象となる報酬、給料、手当、法定福利費及び旅費の支出等に関する事務 下水道課長 長	
(略)		(略)	
(帳簿の記載事項の訂正)		(帳簿の記載事項の訂正)	
<b>第31条</b> 帳簿の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に2線を引いて抹消し、その上部に正書した上で作成者が訂正の箇所に署名し、又は押印しなければならない。		<b>第31条</b> 帳簿の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に2線を引いて抹消し、その上部に正書し作成者の私印を訂正の箇所に押さなければならぬ。	
(請求書の徵取)		(請求書の徵取)	

第58条	(略)
2	(略)
3	第1項の規定にかかわらず、支出命令者は、次に掲げる経費については、請求書によらないで支出命令を発することができる。 (1) 報酬、給料、手当等、退職給付費及び通勤に係る費用弁償 (2)～(8) (略)
4	(略)

## 第12章 雜則

### (証拠書類の保存期間)

第144条の2 証拠書類の保存期間は、事業年度終了後8年とする。

### 別表第2 (第9条関係)

(1) (略)

(2) 支出負担行為専決・委任区分

科目等	専決			委任		
	副知事	部局長	課長	課長	課長	委任
(収益的支出)						
流域下水道事業費用	管渠費 (略)	管渠費 (略)	(略) (略)	(略) (略)	50万円 未満	○ 50万円 未満
路面復旧費	修繕費 (略)	修繕費 (略)	(略) (略)	(略) (略)	○ 50万円 未満	○ 50万円 未満
補償費						
使用料						

### 別表第2 (第9条関係)

(1) (略)

(2) 支出負担行為専決・委任区分

科目等	専決・委任区分			専決			委任		
	副知事	部局長	課長	副知事	部局長	課長	課長	課長	委任
(収益的支出)									
流域下水道事業費用	管渠費 (略)	管渠費 (略)	(略) (略)	管渠費 (略)	管渠費 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
修繕費				修繕費 (略)	修繕費 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
路面復旧費									
補償費									
使用料									



流域下水道事業費用		當業費用	管渠費用	委託料	管渠費用	當業費用	管渠費用	委託費	管渠費用	當業費用	管渠費用	(略)	(略)
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	(略)
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	(略)
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	(略)
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	(略)

  

別表第4 (第27条関係)		費用項目											
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	

  

別表第4 (第27条関係)		費用項目											
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

